

議会基本条例特別委員会（第33回）要点録

- 1 日 時 平成23年12月7日(水)9:30～11:30
- 2 出席委員 角田訓也（委員長）、仁科文秀（副委員長）、大本益之、金藤照明、
蔵本隆文、齋藤重雄、田口忠義、原田毅、原田てつよ、森岡聡子
- 3 欠席委員 なし
- 4 場 所 第1委員会室
- 5 内 容

委員長…議会報告会実施要領案について。

前回の協議結果を踏まえての変更である。

2条は「報告会は、毎年6月定例会後・・・」、3条1項「中学校区」を「まちづくり協議会の区域」に、3条2項「自治会等」を「まちづくり協議会、町内会、自治会等（以下「地縁団体等」という。）」に、4条1項「地域内町内会、自治会等」を「地縁団体等」に、4条2項「地域」を「地縁団体等」に、5条1項「3班編成とし、議員は」を「4班編成とし、議長以外の議員は、」に、5条2項の「、所属会派」を削除、第6条(1)「地元自治会等の」を「地縁団体等の」に、10条を「広報公聴委員会」にそれぞれ改めた。

（了承）

委員長…委員会経過報告案は、参加人数の部分を簡潔に変え、前回協議した報告会実施要領の内容を追加した。

（了承）

委員長…政策討論会案に関する規程案について。

本日の協議案は、事前に配付したものである。事務局から順に説明を。

事務局…できるだけ簡素な形で素案を御用意しようと考えましたが、全体会のみを設ける先進事例に対し、本市議会は常任委員会を中心とした運営ですので、A市議会の例が最も優れていると考え、これを基本に素案を作りました。

委員長…「1条 趣旨」については異論がないので案のとおりとする。

（了承）

委員長…政策討論会については、A市議会のように初めは大まかな事だけを決めておき、詳細は実施しながら問題があれば変えていくのがよいのではないかと思う。一方では、B市議会のように議員と市三役だけによる懇談会形式の政策討論会もある。

「2条 種類」、「3条 全体会」、「4条 分科会」について意見を。

F委員…「委員長」と「会長」を分けた意味は。質問で「会長」とは呼びにくい。

事務局…分科会なので会長としましたが、深い意味はありません。

委員長…予算決算委員会分科会に合わせ、すべて「会長」を「委員長」に変更。

（了承）

B委員…予算決算委員会と同様に、分科会の中で方向性を出し、全体会で決定すると

理解すればよいか。

委員長…そのように理解する。後の条に出てくるので協議したい。

事務局…（以下、「主題の提案」、「議員による提案」、「広報公聴委員会による提案」、「討議の決定」、「全体会の運営」、「分科会の運営」、「意見の活用」、「会議の公開」、「傍聴」、「記録」、「委任」について、順次朗読。）

委員長…以上、全体の流れを説明してもらった。政策討論会のイメージはおぼろげで、イメージが湧きにくい面があると思うが、議会報告会で発生した課題のうち必要と判断したものを政策討論会で扱うと理解している。

素案について意見を。

D委員…全体的にはよいと思うが、確認したい。

報告会での意見を吸い上げ広報公聴委員会で主題を決める場合と、2人以上の議員が議長に提案し議長が広報公聴委員会へ諮る場合がある。つまり、広報公聴委員会が重要な頭脳になると考えればよいか。

また、議員提案の場合の1/2分の1以上とは、自治法の発議の場合に倣ったものか。

事務局…後段については、お見込みのとおりです。

議員提案の主題を広報公聴委員会に諮るという素案としたのは、報告会の結果、市民の意見を主題として採り上げるかどうかを判断するのが同委員会なので、同様の扱いとするのが適切と考えたからです。

F委員…市民提言や議員提案を広報公聴委員会で練って主題とする流れはよい。

政策討論会に公募の市民を加えてはどうか。

また、7条は「市民との意見交換等を踏まえた結果」を前に、「広報公聴委員会」を後ろにした表現がよいのでは。

委員長…7条は「市民との意見交換会等を踏まえた結果、必要があると認めるときは、広報公聴委員会は主題を提出することができる。」に変える。

（了承）

委員長…ただ、毎回公募するとした場合、政策討論を行おうとする都度、会を開くまでに時間を要するので、第10条第4項の「議員以外の者」に含めて考えることもできるのではないか。

F委員…広報で周知するなどしなければ、原案のままでは政策討論会に参加できることが市民に伝わらないのでは。

委員長…公募は毎回でなく、「入れることができる」とすることもできる。

I委員…市民に開かれた議会という意味では、市民を入れるのはよいことだが、意見が割れるテーマでは、市民の意見により議員としての主体的な判断を下せなくなりはないか。議長なり委員長なりの判断で、市民に参加してもらうかどうかを決めるという原案で、まずはスタートしてはどうか。

C委員…「構成員以外」とは執行部も含まれるのか。

F委員…私は「有識者」と考えている。

C委員…課題について詳細を回答できるのは執行部ではないのかと思った。

事務局…先進市議会での運用を詳しく調べた訳ではありませんが、「有識者」を想定しました。実務に詳しいという点では執行部も含まれると考えます。

C委員…また、9条4, 5項「議員以外の者」と10条4, 5項「分科会の構成委員以外の者」の表現が異なる理由は何か。

F委員…議員ならば、他の分科会を傍聴できるのは原則だ。表現は揃える方がよい。

委員長…「議員以外の者」に統一する。

(了承)

委員長…「議員以外の者」は有識者、執行部に市民も含めた緩やかな意味と解釈している。

C委員…また、全体会と分科会とが扱う主題について、大まかな分け方を決めた方がよいのでは。

B委員…予算決算理事会のように、広報公聴委員会が全体会・分科会のいずれで扱うのか決めればよい。

4条に傍聴議員の発言を認める記述を追加しては。

また、11条に関して、提言の段階では、B市議会のように正副議長、広報公聴の正副委員長と執行部三役とで協議する場にしてはどうか。秘密会でもよいので。

委員長…今の段階では、詳細は運用していきながら進化させればよいと考える。できないとは書いていないので、必要に応じて、先進事例を参考として取り入れていけばよい。

B委員…執行部を巻き込んでの政策の立案など、将来、実施が見込まれることを予め示したほうがよいと考えた。

G委員…政策討論会の実像が未だ見えてこない段階なので、委員長と同様に、細かく決めず、その都度考えていけばよい。

A委員…議員提案の主題の採否は広報公聴委員会に諮られるが、広報公聴委が提出する主題は無条件で採用されることとしてよいのだろうか。

委員長…よいと理解している。議会報告会で出された課題の振分けや、政策討論会で扱うべきか判断するすべての窓口が広報公聴委員会となるので、同委員会の役割は、かなり重くなるが。

F委員…議員提案の主題や市民の意見を政策討論として扱うかどうかは、広報公聴委員会がすべて決めるのか。

委員長…そう考えている。だから、広報公聴委員会の責任は非常に重くなり、構成する正副常任委員長の責任も当然重くなる。

委員長…政策討論会について色々な意見がある中で、ここまでをまとめると、あまり詳細を決めず実施する中で進化していく形が望ましいと考える。

「議員以外の者」は有識者と執行部に市民も含む緩やかな意味とする。

(了承)

委員長…10条4,5項は「分科会の構成委員以外の者」を「議員以外の者」に変える。

(了承)

委員長…10条6項として「分科会は必要に応じて公募による市民を構成員とすることができる。」を追加するかどうかについて意見を。

A委員…9条4項で「議長が必要と認める場合は」とあって、他方で公募でというのは整合性がないのではないか。

D委員…A委員の指摘で、ここでの「公募」の表現は不要の意見に変わった。

事務局…A市議会にある「議会制度検討委員会」は本案に入れておりませんが、この議会制度検討委員会だけに公募委員がいるようです。

委員長…10条については「公募」の項を加えないことでよろしいか。

(了承)

B委員…意見を出された市民を「議員以外の者」としてはどうか。

委員長…その場合も10条4項の適用で対応できると考える。

C委員…「議員以外の者」は議会から求めて逆指名するもので、公募にはなじまないと思う。

委員長…11条1項1号の「議会運営委員会」は不要ではないか。

事務局…素案の作り込みが不十分だったもので、議会運営委員会は、「議会制度検討委員会」が設置される段階になった後に追加すべきものでした。

委員長…11条(1)の「及び議会運営委員会」を削除。

(了承)

B委員…「14条 記録」の「書記」は「職員」ではないのか。

事務局…事務局長以外の職名は、自治法では「書記」となっております。

I委員…「議員」、「職員」どちらが記録するのか分かるよう「職員」としては。

委員長…「書記」を「職員」に変える。

(了承)

A委員…諸規程の題名が、「規程」、「要領」などまちまちであるが。

事務局…先進事例に倣った結果、現状の名称案となっています。

F委員…「要綱」と「要領」との違いは。

事務局…笠岡市では、「要綱」以上は告示等により広く市民に知らされるもの、「要領」は、取扱指針など内部の規程として取り扱われています。

委員長…別に定めた、正副議長選挙、議会報告会、政策討論会はすべて「要領」とする。

(了承)

委員長…中日での経過報告に本日の協議結果を反映させるとともに、可能ならば12月議会の最終日に全員協議会をお願いし、3つの要領案をお諮りしたい。

(了承)

委員長…委員は会派に持ち帰り、お知らせいただきたい。

次回委員会では全員協議会の案をお示しする。

今後、特別委に残された協議題としては、廣瀬教授から御教示いただいた議決事件の追加と、事務局から提案の倫理条例施行規程とがある。事務局から説明を。事務局…新年度からの倫理条例の施行の前に、様式や手続きの細目を定めた施行規程を遅くとも年度内に御協議いただくのがよいと考えています。

委員長…事務局は、明朝までに規程案を増刷し、委員に事前配付されたい。

事務局…予算決算委員会では、議長は構成員になっておられませんが、政策討論会はどうされますか。

委員長…議長に入ってくださいかどうかについて意見を。

F委員…予算決算委員会のような運営が想定されるならば、外れていただくことも一案だ。

事務局…予算決算委員会のように、全体会、分科会ともに外れていただくか、分科会のみ外れていただくかを御協議いただければと思います。

委員長…すべて外れていただくのであれば、広報公聴委員長が全体会を主宰することにもなるが、政策討論については、やはり議長が主宰するのがよいのではないか。

D委員…原案のとおりでよいのではないか。

委員長…原案のとおり議長も構成員になっていただくこととする。

(了承)

D委員…別に定めた3つの要領と、申合せ事項など既決の他の決まりとの整合性についてはどうか。

委員長…现阶段で、事務局で分かっている事項があるか。

事務局…広報公聴委員会の所管事務に議会報告会の件を明記するかどうかです。

A委員…まず、代表者会議で諮った方がよい。

委員長…要領が決定いただけたら、代表者会議及び議運で協議いただくこととする。